

令和 6 年 9 月版

ペットの避難受入に関するガイドライン

西東京市 危機管理課
環境保全課
監修 西東京市獣医師会

目次

1	はじめに	P2
2	ペットの避難方法について	P3
3	飼い主の役割	P4
4	避難所におけるペットの受入場所について	P8
5	避難所運営協議会・委員会の役割	P8
6	市の役割	P11
Ex)	資料編	P13

過去に発生した大規模災害では、自宅にとり残されたペットが放浪状態になり命を落とす、避難所でペットを受入れてもらえなかったために、自宅へ戻る途中で飼い主が被害に遭ってしまう、などの事例が発生しております。

このことを踏まえ西東京市では、ペット受入れ可能施設の確保等、ペットを飼養されている方が、躊躇することなく避難できる仕組みづくりを進めています。

本ガイドラインでは、災害時におけるペットの対策は、飼い主が自らの責任の下、災害を乗り越えてペットを飼養し続ける「自助」を基本としています。また、避難所の開設・運営においては、ペットに対して多様な価値観を持つ方々が「共助」の気持ちでお互いを支える環境を整えるとともに、市は「公助」としてこれら「自助」及び「共助」の取組みを支援していくことを記します。

本ガイドラインを活用いただき、誰もが安心して安全に避難生活を送ることのできる環境が推進されることを期待するものといたします。

本ガイドラインにおける「ペット」の定義

本ガイドラインでは、平成30年3月に環境省が発行した「人とペットの災害対策ガイドライン」（以下、「国ガイドライン」という。）に基づいて「ペット」の定義を行っております。

国ガイドラインにおける「ペット」とは、家庭動物等（愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操^{かんよう}の涵養及び生体観察のため飼養及び保管されている動物をいう。）のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類などを指します。ただし、特定動物^{*1}や特定外来生物^{*2}及びこれらに類する動物は含みません。また、魚類、爬虫類、両生類、昆虫なども対象外とします。

特定動物^{*1}：人に危害を加えるおそれのある危険な動物及びその動物との交配によって生まれた動物

＜環境省特定動物リスト＞

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/sp-list.html

特定外来生物^{*2}：生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがある生き物

＜環境省特定外来生物等一覧＞

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

発災時、在宅避難が困難な状況に陥った場合は、ペットと一緒に避難を行ってください。

また、西東京市では避難所となるすべての小・中学校においてペットの屋内避難が可能となることを目指して、取組を推進している状況です。各避難所によって状況は異なります。

【ペット屋外避難・屋内避難の違い】

- ・屋外避難：校庭など施設の屋外で避難生活をおくること
- ・屋内避難：雨風のしのげる屋内で避難生活をおくること

(施設内で自由に連れ歩く、同室で生活するといったことを保障するものではありません。)

なお、身体障害者の補助犬である盲導犬、介助犬及び聴導犬については、身体障害者が生活するために必要不可欠な存在であることから、「身体障害者補助犬法」により、市が設置する施設への受入が義務づけられています。市内の避難所では、動物アレルギーの避難者への配慮をしつつ、補助犬と飼い主と一緒に過ごせる場所を確保することとします。

注意点

本ガイドラインにおけるペットの定義のほか、以下に該当する場合にはペット避難をお受けできず、また避難所からの退所をお願いすることもありますので御注意ください。

- ・飼い主が制御できず、人に危害を加える可能性のある動物
- ・リードやケージを持参しておらず放し飼いの状態でしか飼養できない動物
- ・各避難所で定められた場所以外で飼養する場合
- ・各避難所で定められたルールを順守せず、他避難者の避難者生活を著しく害する恐れのある場合
- ・人と動物の共通感染症の予防措置を実施していない場合（予防接種、内部及び外部寄生虫予防）
- ・動物間での感染症蔓延防止措置（混合ワクチンの定期接種等）を実施していない場合

災害時は、ペットの安全は飼い主自らが守る「自助」が基本であり、避難所におけるペットの飼養は、飼い主自らが責任を持って行うことを原則とします。

ケージの用意やクレートトレーニング等、大切なペットを守るため、平時から備えておきましょう。

また避難所には、動物アレルギーがある人、幼い子供など沢山の人が集まりますので、周りの人に十分配慮し、飼い主同士でも助け合い、ペットの飼養ルールを守りましょう。

■平時

災害時、飼い主の皆さんと大切なペットへの被害を最小限にするため、また避難所でのトラブルを回避するためにも、次のことを平時のうちにやっておきましょう。

(1) 避難先の確保

災害時の受入場所として、市の避難所だけでなく、安全な、親戚や知人宅なども預け先の選択肢として検討しておきましょう。

(2) ペット用の避難用品や備蓄品の確保

避難先でのペットの飼養に必要な物は、あらかじめ飼い主が確保、備蓄しておく必要があります。また、避難用の備蓄品をはじめ、普段と異なる環境で過ごすペットが少しでも安心できるよう、日頃から慣れている物をいつでも持ち出せる状態にしておきましょう。

優先順位 1 : 動物の健康や命に係わるもの			
1	ペットフード、飲料水	5	ペットシート、トイレ用品
2	キャリーケース又はケージ	6	常備薬、処方薬
3	リード、首輪又はハーネス	7	食器
4	排泄物の処理用具		

優先順位 2 : 情報・ペット用品			
1	ペットの記録（健康状態や性格等）	3	ブルーシート
2	タオル、ブラシ、おもちゃ等		

(3) ペットのしつけ

災害時の避難や避難生活は、ペットにとっても非常に大きなストレスになることや周りの人への十分な配慮が必要です。日ごろからの基本的なしつけや健康管理などが災害時のための大切な準備であり、最も有効な災害対策となります。

災害に備えた平時の準備例

<飼い主の責任>

- ☐一緒に連れて行けるか（適正な飼養頭数、猫は室内飼いに努める、不妊去勢手術実施が望ましい）
- ☐身分を示すものを付けているか（マイクロチップの挿入、鑑札・注射済票の装着、迷子札等）

<社会化としつけ>

- ☐人や動物に慣らしておく ☐様々な音や物に慣らしておく
- ☐ケージやキャリーに入ることに慣らしておく（クレートトレーニング）
- ☐むやみに吠えないようにしておく ☐体のどこにでも触れるようにしておく

<衛生管理>

- ☐狂犬病予防接種（犬） ☐定期的なシャンプー等清潔の維持
- ☐人と動物の共通感染症予防（予防接種、内部及び外部寄生虫予防）

■災害時（避難所で生活する場合）

(1) 各避難所のルールに従ったペットの管理

各避難所でのペットの受入れにあたっては、災害の規模や施設の大きさ、被災者の数などの状況によりルールが都度変わることもあります。また、避難所では鳴き声や吠え声、他人を怖がる、臭いや抜け毛などがトラブルの原因になります。避難所でペットを飼養する際は、「ペットの飼養ルール(例)」(資料1)を常に確認し遵守してください。

(2) 飼い主同士の協力

ペットと一緒に避難してきた飼い主が複数いる場合、飼い主同士が協力し役割分担を行いながら、受入場所の管理やペットの飼養を行ってください。

負傷等によりペットの世話ができない飼い主がいた場合には、他の飼い主が協力してペットの飼養を行うようにしましょう。

(3) 「飼い主の会」の結成

避難生活が長引く（避難所開設から概ね3日間が経過）場合、不慣れな環境の中で大切なペットを守りつつ、ペットを飼養しない人との調和を図るため、避難所内の飼い主によって構成される「飼い主の会」を立ち上げることにします。避難所で飼養しているペットの飼い主は、漏れなく加入して下さい。

「飼い主の会」は、役割を次のように分担しながら、避難所運営委員会と連携してペットに係る対応を行っていきます。

●飼い主の会の役割(例)

※各班でそれぞれ班長及び副班長を選出し、避難所運営委員会等との連絡調整を行ってください。

※人数は避難所内の飼い主の数に応じて変動させてください。

役割名	推奨人数（名）	主な仕事内容
代表	1	飼い主の会全体統括
副代表	2	代表の補佐
ルール統制班	4	トラブル対応 飼養ルール順守の徹底
情報処理班	4	ペットの飼養に関する情報収集及び周知 避難所運営委員会との連絡及び調整
物品管理班	4	ペットの飼養に関する物品調達、管理及び配布
健康衛生班	4	給餌及び健康管理のフォロー 受入場所等の清掃、消毒及び消臭 排泄物の処理
庶務班	3	新たなペット避難者の受付補助 飼養が困難な飼い主の補助 散歩コース等の安全確認

(4) 衛生管理

ペットが使用した場所については、避難所の衛生状態を保つため、飼養中は臭いや汚れが拡がらぬよう適時又は飼養を終える時はその際に、必ず清掃をしてください。

また、ケージの下や周囲は、壁も含めて腰高程度までブルーシートで保護するようにしましょう。

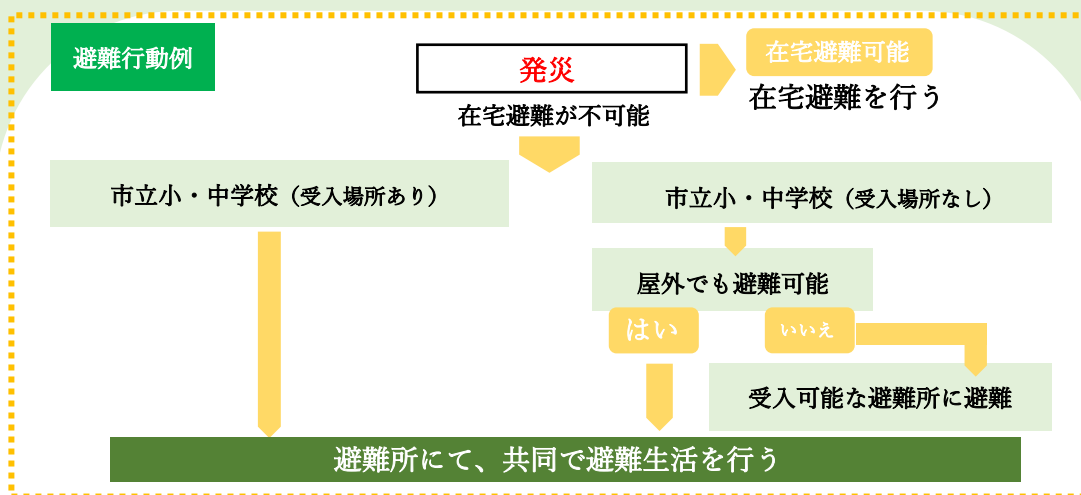


■飼い主の役割まとめ

平
時

- ・避難生活に備えてペットのしつけ、備蓄品及び住まいの防災対策等を行う
- ・避難先（在宅避難、知人宅又は避難所等）を想定しておく

災
害
時



1

自身の安全確保を行った後、ペットとの避難生活に必要なものを持ち、避難所情報を確認のうえ避難する。 ※ペットはケージ等に収容するか、リード等で繋いでつれてくること

2

避難所の受付で、避難者カード及びペット登録台帳を提出する。
また、ペットケージ札を受け取る。

3

指定された受入場所に移動し、ケージ又はリードによりつなぎ止めを行う。

4

記載したペットケージ札をケージ等に貼る。

5

自身の衣服についたペットの毛等を可能な限り取り除き、
居住場所に移動する。

避難所運営委員会等と連携し、対応を行う

4

避難所におけるペットの受入場所について

災害時には、すべての避難所が開設されるわけではありません。開設する避難所は、災害規模等に応じて西東京市が決定し、市ホームページや安全・安心いーなメール等にてお知らせいたします。

また、屋内避難については各避難所運営協議会にて協議を継続しているところです。

5

避難所運営協議会・委員会の役割

「共助」としての取組みを推進していきましょう。

ペットをお連れの方、ペットが苦手な方の双方の立場に寄り添った避難所運営を心がけましょう。

■平時(避難所運営協議会)

(1) ペットの受入場所を決めておく

施設管理者や市との協議に基づき、次のことに注意して受入場所を決めておきましょう。

注意点

- ・糞尿のにおいや、鳴き声などの騒音が動物を同行しない避難者の生活場所に届かないよう配慮する。
- ・動物アレルギーの方への配慮として、避難者の動線と交わらないようにする。
- ・屋内での収容が難しい場合は、直射日光や雨風を防ぐことが出来る屋外場所（例：駐輪場、渡り廊下、地下駐車場、プール更衣室等）を探す。
- ・ペットが逃げ出さないよう、飼い主にはできる限りケージでの管理を促す。

(2) 避難所内での飼養ルール等を定める

「ペットの飼養ルール（例）」（資料1）を参考としたルールを決めておきましょう。

■災害時（避難所運営委員会）

(1) ペットの受入場所の設定

1. ペットの受入場所は、誰でもわかるように貼り紙や区画線などで明示して下さい。
2. 受入場所が屋内の場合は、床を汚さないように壁も含めて腰高程度までブルーシートなどを敷いて下さい。また、屋外の場合は既存の建物（倉庫やプールの更衣室など）やテント等を活用することにより、直射日光や雨風を防ぐ工夫をしましょう。
3. 事故防止のため、飼い主と避難所運営メンバー以外の立ち入りを禁止します。
4. やむを得ず、あらかじめ定められた受入場所以外の場所にペットの飼養場所を設ける場合は、平時で示した注意点を考慮する必要があります（施設管理者及び避難所運営委員会との協議が必要）。

注意点

- ・安全が確認されていない状態で、自宅に帰すことは二次被害に繋がる恐れがあります。飼い主があらためてペットの避難先を見つけるまでの一時期は、人命を最優先とした対応をとってください。
- ・避難所では、飼養するための環境が整っていないことや、ペットが他の避難者等へ危害を加えてしまう可能性があることから、飼い主とペットの健康維持のためにも、より安全な避難先を見つけることや自宅等の安全が確認され次第、移動を推奨するよう説明しましょう。

(2) 避難生活中的対応

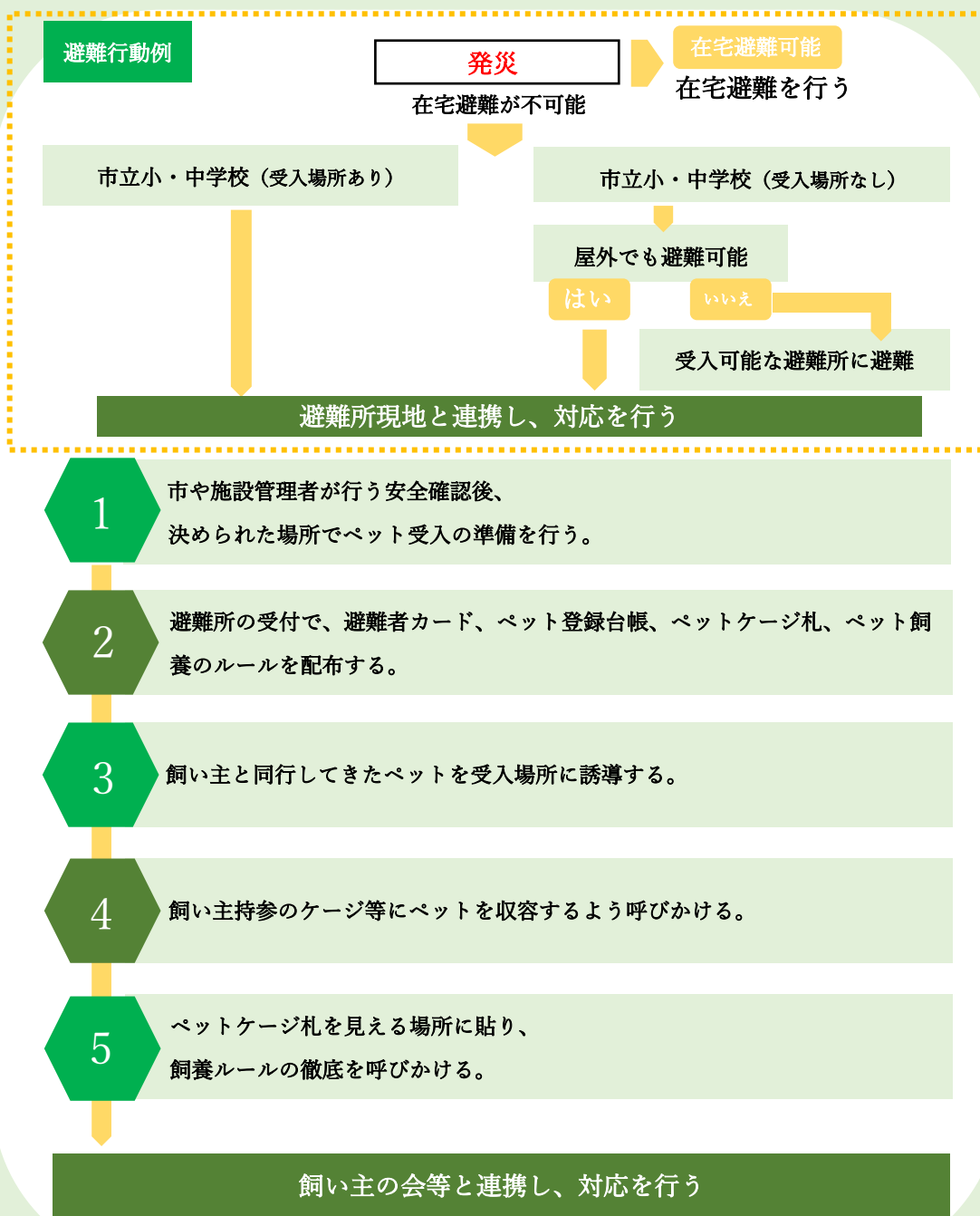
1. 避難所内の掲示板などに、避難所におけるペットの飼養ルールを掲出し、一般の避難者に避難所内でペットを飼養していることを周知しましょう。また、ペット飼養に関する情報提供及び収集を積極的に行いましょう。
2. 受入場所の管理及び清掃は、飼い主が責任を持って行うよう改めて促しましょう。
3. 避難所内で体調不良となったペットがいたら、避難所運営委員会に相談してください。
4. 協力を求めてもペットの飼養ルールを守らない、又は著しく他の避難者やペット等に危害を加える飼い主及び当該ペットには、速やかに避難所から退所するよう通告して下さい。
5. 避難してきたペットは避難者にペット登録台帳に記載をお願いするとともに、ペットケージ札及びペット管理簿にて管理を行いましょう。

■避難所運営委員会・協議会の役割まとめ

平
時

- ・受入場所を指定しておく
- ・施設内の飼養ルールを定めておく

災
害
時



「公助」として、災害時の体制を整えます。

■平時

(1)災害時対応の周知

「3 飼い主の役割」にて示したとおり、発災時は飼い主の自助が基本となります。
スムーズな避難行動に繋がるよう、平時から飼い主への啓発活動を実施します。

(2)避難所対応の整備

施設管理者等と、スムーズなペット避難が行えるよう協議を進めます。ペット避難のルールや受入場所等、施設管理者や避難所運営協議会だけでは定められない事項について、協議に加わり策定を推進します。

■災害時

(1)避難所の運営

避難所は市が開設するものです。ペット避難に係ることについては、施設管理者や避難所運営委員会、獣医師会及び飼い主の会等と連携し行います。

(2)避難所における動物の適正な飼養

避難所の敷地内にペットの飼養場所を設置します。

また、ペットの飼養状況を把握し、都や関係団体へ情報提供を行います。

避難所でのペット避難に係る対策は、各避難所で詳細を定めるよう働きかけます。

(3)危険動物の逸走時対策

危険動物が逸走した場合、関係各所の協力の下、動物の保護や収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行います。

逸走した動物を発見した場合、指定避難所備蓄倉庫内にあるケージを活用し保護を行います。

(4)その他ペット避難に係ること

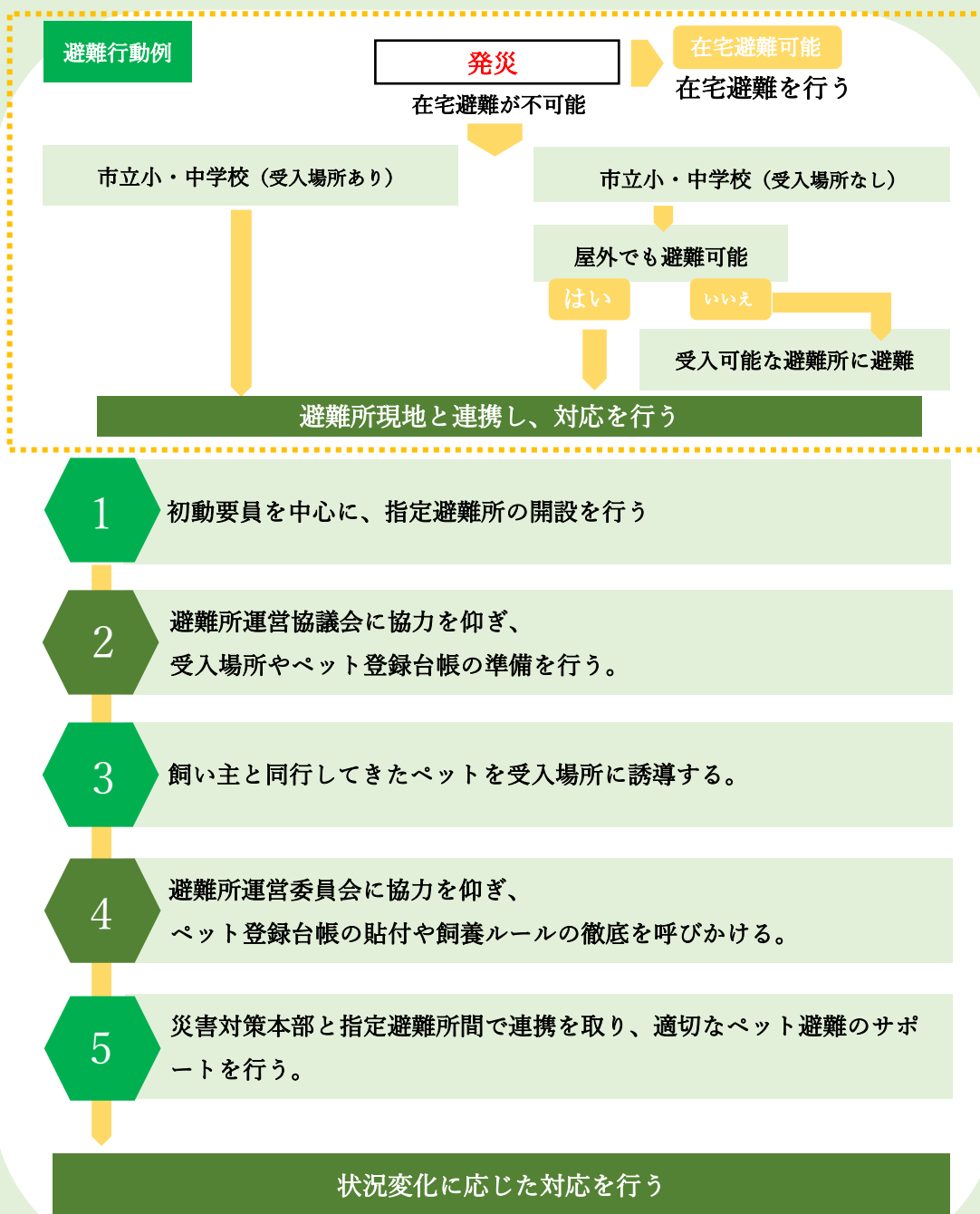
発災時には様々な事象が予期される中で、ペット避難に係ることについては、災害対策本部を中心とした市の組織が、最終的な判断や指示を行います。

■市の役割まとめ

平
時

- ・ 平時に実施可能な対策を広く啓発する
- ・ 避難所におけるペット避難について関係各所と協議を進める

災
害
時



■資料編

ペットの飼養ルール（例）

避難所名

避難所では多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを必ず守って生活を送ってください。

- 1 避難所運営委員会の指示には、必ず従ってください。
- 2 ペットは指定された場所に必ずつなぐか、ケージの中で飼ってください。
- 3 飼養場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- 4 ペットへの苦情、他の避難者等への危害防止に努めてください。
- 5 屋外の指定された場所で排泄させ、後始末をきちんと行ってください。
- 6 給餌は時間を決めて、その都度片付けてください。

例) 毎日 〇〇時 ～ 〇〇時

◆支援物資に余裕がない限り、ペットへの物資配給は行いません。

- 7 必要なワクチンを接種していないペットは、避難所内で飼養できません。
- 8 ペットケージ札・迷子札等の装着をしてください。
- 9 そのほか、ペットに関する事項は、飼い主同士で話し合い、当番を編成するなど、飼い主間で工夫して、環境を整えるように協力しましょう。

ペット登録台帳

避難所名

受付日付	入 所	年 月 日
	退 所	年 月 日
飼い主	ふりがな 氏 名	
	避難前住所	
	電話番号	
ペット情報	動物種	
	品 種	
	性 別	
	年 齢	
	ふりがな 名 前	
	特徴（毛色等）	
	＜犬の場合＞ 登録・狂犬病 予防注射の有無	【登録】 有 ・ 無 【狂注】 済 ・ 未
特記事項		

ペットケージ札

避難所名	
登録番号又はマイクロチップ番号	
ペットの名前	
飼い主の名前	
特記事項	

ペット管理簿

避難施設名

No.	入所日	退所日	動物種	品種	性別	動物の名称	特徴（毛色等）	飼い主氏名	避難前住所地	犬の登録・狂犬病 予防注射の有無
	/	/								【登録】 有 無 【狂注】 済 未
	/	/								【登録】 有 無 【狂注】 済 未
	/	/								【登録】 有 無 【狂注】 済 未
	/	/								【登録】 有 無 【狂注】 済 未
	/	/								【登録】 有 無 【狂注】 済 未
	/	/								【登録】 有 無 【狂注】 済 未
	/	/								【登録】 有 無 【狂注】 済 未
	/	/								【登録】 有 無 【狂注】 済 未
	/	/								【登録】 有 無 【狂注】 済 未

発行：令和6年9月17日

西東京市総務部危機管理課

〒202-8555 東京都西東京市中町一丁目5番1号

TEL：042-438-4010

西東京市みどり環境部環境保全課

〒202-0011 東京都西東京市泉町三丁目12番35号 エコプラザ西東京

TEL：042-438-4042

監修：公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部 西東京市獣医師会